

団体総合生活補償保険 ご加入のご案内

(2015年度用)

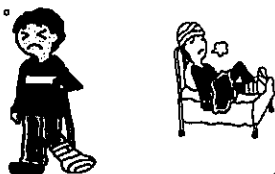
ケガと病気の補償・・・団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

ケガの補償・・・団体総合生活補償保険 (標準型)

平成23年9月1日から団体割引が20%から25%になりました。

1 ケガの保険

日常生活のさまざまなケガによる入通院を補償します。



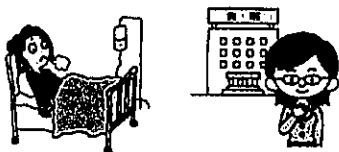
3 オプション特約

日常生活における賠償責任・携行品・ホールインワン補償等ご希望に応じて組合わせ自由自在です。



2 病気の保険

病気による入院・退院後の通院も補償します。



日帰り入院から
補償 !!

このパンフレットには別冊の2015年度用「重要事項のご説明」がついています。あわせてお読みください。

☐ 保険期間	平成27年9月1日午後4時から平成28年9月1日午後4時まで
☐ 申込締切日	平成27年8月20日(木) (保険期間中途での中途加入・内容変更等も随時受付致します)
☐ 保険料支払方法	平成27年10月より毎月口座振替
☐ 加入申込票ご提出先	一般社団法人埼玉県医師会 医事・学術課
☐ 引受保険会社	〔団体総合生活補償保険 (MS&AD型)〕 三井住友海上火災保険株式会社 〔団体総合生活補償保険 (標準型)〕 三井住友海上火災保険株式会社 (幹事) 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

埼玉県医師会

※この保険は一般社団法人埼玉県医師会が保険契約者となる団体契約です。

目次

団体総合生活補償保険 (MS & AD型) のご案内<ケガと病気の補償>

- 特徴・保険金お支払具体例 P4-5
- 入院のみプラン 補償内容・保険料表 P 6
- 入通院補償プラン 補償内容・保険料表 P 7
- 加入申込票記入例 P8-9

団体総合生活補償保険 (標準型) のご案内<ケガのみ補償>

- 特徴・保険金お支払具体例 P10
- 補償内容・保険料表 P11
- 加入申込票記入例 P12-13

保険金の種類と補償内容

- 団体総合生活補償保険 (MS & AD型) P14
- 団体総合生活補償保険 (標準型) P23

- ご加入手続 その他 P29

自動継続方式

翌年以降は特にお申し出のない場合は自動継続となります。

※新規加入をご希望の方およびすでにご加入されている方で内容変更・脱退をご希望の方のみ、加入申込票をご提出ください。所得補償保険に既にご加入の方で、あらたに傷害保険にご加入の方は預金口座振替依頼書の提出は不要です。

〈自動継続の取扱いについて〉

※前年からお加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

※天災危険補償プランへ変更される場合は、加入申込票へ天災危険補償プランのセット名をご記入のうえご提出ください。

ご存知ですか？

ご家族の皆さんも補償の対象とすることができます。

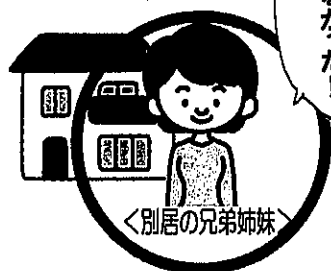
Q. 本人型の場合、誰まで補償の対象にできるの？

- A. 被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、ご本人およびその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに使用人です。

ポイント！

配偶者、子供、両親、兄弟姉妹については同居を条件とはしていません。
その他親族の方のみが同居を条件としています。

例えば、
未婚の別居の妹もOK



えっ？
知らなかった！

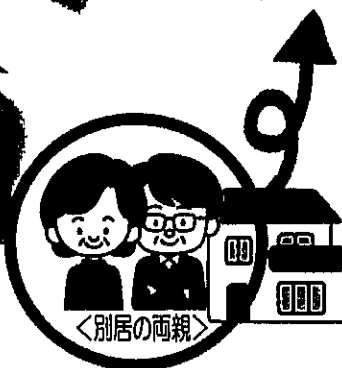
同居の家族は
もちろんOK



例えば、下宿中のあの子もOK



遠方の配偶者のご両親もOKです。



① 家族みんなで「団体総合生活補償保険」に是非ご加入ください！

この制度で被保険者となれる方についてご不明のときは、下記お問い合わせ先までご照会ください。

② 今年より、70才～79才の方でもご加入いただけるようになりました。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)のご案内

ケガ・病気による入院のみプラン・入通院補償プラン

ケガ・病気

入院・通院

日帰り入院から長期入院まで補償

特長

- 医療補償には、入院だけでなく、手術・通院の補償もセット。
はじめてご加入される医療補償としてはもちろん、現在ご加入の医療保険等の上乗せ補償としてもご利用いただけます。(疾病通院は入院終了後の通院です。)
- 保険料は団体割引25%※が適用されます。
※保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果P6～P7と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 翌年度以降、自動的に継続されます。
保険期間は、1年間です。特にお申し出のない場合※、翌年度以降は自動的に継続しますので、ご継続を忘れる心配がありません。
(自動継続の取扱いについて)
※前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合はご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- 医師の診査は必要ありません。
健康状況告知書にご記入いただくだけで、医師の診査は不要です。

従来の傷害保険からグレードアップ！

	病気			ケガ		
	入院	手術	通院 (※退院後)	入院	手術	通院
具体例	 ●胃潰瘍のため入院	 ●胆石のため手術	 ●病気退院後の通院	 ●階段から転落し、ケガで入院	 ●複雑骨折し手術	 ●ケガして通院
入院のみプラン	○	○	×	○	○	×
入通院補償プラン	○	○	○	○	○	○
ケガのみ補償プラン	×	×	×	○	○	○

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

補償内容・保険料表

入院のみ補償プラン(支払限度日数:傷害入院365日、疾病入院365日 支払対象期間1095日)

セット名		1	2	3	4
こんな時にお支払します					
保険金額	病気による入院1日につき 	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
	ケガによる入院1日につき 	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
月払保険料・被保険者の年齢	1~4才	4,400円	3,310円	2,200円	1,110円
	5~9才	2,540円	1,910円	1,270円	640円
	10~14才	2,080円	1,560円	1,040円	520円
	15~19才	2,270円	1,710円	1,140円	570円
	20~24才	3,020円	2,270円	1,510円	760円
	25~29才	3,790円	2,850円	1,900円	950円
	30~34才	4,170円	3,130円	2,080円	1,050円
	35~39才	4,130円	3,100円	2,070円	1,040円
	40~44才	4,000円	3,010円	2,000円	1,010円
	45~49才	4,820円	3,620円	2,410円	1,210円
	50~54才	5,970円	4,480円	2,980円	1,500円
	55~59才	8,030円	6,030円	4,020円	2,010円
	60~64才	10,550円	7,920円	5,270円	2,640円
	65~69才	15,020円	11,270円	7,510円	3,760円
	70~74才	24,200円	18,160円	12,100円	6,060円
	75~79才	33,810円	25,360円	16,910円	8,460円

【1~8セット共通】

- 疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払対象外となります。
- 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。
- 手術を受けた場合は傷害手術保険金(入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。詳細は15ページをご参照ください。
- 手術を受けた場合は疾病手術保険金(入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の20倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍)、放射線治療を受けた場合は放射線治療保険金(疾病入院保険金日額の10倍)をお支払いします。詳細は18~19ページをご参照ください。
- 保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 年齢は保険始期(平成27年9月1日)時点での満年齢となります。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

補償内容・保険料表

入通院補償プラン(支払限度日数:傷害入院180日、傷害通院90日、疾病入院180日、疾病通院30日)

セット名		5	6	7	8
こんな時にお支払します					
保険金額	病気による入院1日につき 	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
	病気による通院1日につき 	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
	ケガによる入院1日につき 	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
	ケガによる通院1日につき 	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
	ケガによる死亡・後遺障害 	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
月払保険料・被保険者の年齢	1~4才	10,150円	7,630円	5,090円	2,540円
	5~9才	8,260円	6,210円	4,140円	2,070円
	10~14才	7,800円	5,860円	3,910円	1,950円
	15~19才	7,990円	6,010円	4,020円	2,000円
	20~24才	8,740円	6,580円	4,390円	2,190円
	25~29才	9,520円	7,160円	4,780円	2,380円
	30~34才	9,910円	7,450円	4,970円	2,480円
	35~39才	9,890円	7,430円	4,950円	2,480円
	40~44才	9,790円	7,360円	4,910円	2,450円
	45~49才	10,640円	7,990円	5,330円	2,660円
	50~54才	11,810円	8,880円	5,930円	2,950円
	55~59才	13,940円	10,470円	6,990円	3,490円
	60~64才	16,540円	12,430円	8,290円	4,140円
	65~69才	20,930円	15,710円	10,480円	5,230円
	70~74才	30,320円	22,760円	15,180円	7,580円
	75~79才	40,020円	30,040円	20,020円	10,010円

☆ケガと病気の補償／背景黄色の申込書

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 加入申込票 兼 健康状況告知書【疾病補償付】	
STEP 1	内は必ずご記入ください。
317 (カタカナ) サイタマケンサイタマシウラワクナカマチ3-5-1 〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-5-1 307 (カタカナ) サイタマ タロウ (ご加入の日(生年月日)に ついてお読みください。) 本人の氏名を正確に記述し、 加入者の住所に間違いがないことを 確認してください。 018 浦和 019 01	0000000 010 平成 年 月 017 011 990 ①大正 ②昭和 ③平成 ④令和 年 月 日
STEP 2	
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 疾病補償用【個人型】※加入を希望される全ての被保険者についてご記入ください。 00/00	
390 J04 カタカナで記入 サイタマ タロウ 323 ⑤昭和 ⑥平成 生 年 月 日 27 年 10 月 10 日 303 H.O. 年 令 満 62 才 性別 ①男 ②女 576 カタカナで記入 イシ 312 L18 * 1	5 健康状況告知書質問事項回答欄 質問事項の回答事項に正確にご記入ください。 質問① 質問② 特定疾病対象外欄(お引可可能) 質問③ LKA LKH SAT → 疾病補償についてはお引可できません ← LTA はい はい A はい ① ① ① → 505 疾病コード ← ① いいえ いいえ B ② → 507 疾病・症状 (カタカナ)(R00の場合のみ記入) ← ② ② ② ② ※ 色指定等欄 (注) をご記入の上、必ず裏面に記入されたフォームでご確認ください。お問い合わせ先 に詳細なお知らせがあります。お問い合わせ先は、お問い合わせいただいた日の営業時間までです。 LW8 (告知日) H 年 月 日 (白 署) 埼玉 太郎
390 J04 カタカナで記入 サイタマ ハナコ 323 ⑤昭和 ⑥平成 生 年 月 日 26 年 12 月 12 日 303 H.O. 年 令 満 63 才 性別 ①男 ②女 576 カタカナで記入 シュフ 312 L18 * 2	5 健康状況告知書質問事項回答欄 質問事項の回答事項に正確にご記入ください。 質問① 質問② 特定疾病対象外欄(お引可可能) 質問③ LKA LKH SAT → 疾病補償についてはお引可できません ← LTA はい はい A はい ① ① ① → 505 疾病コード ← ① いいえ いいえ B ② → 507 疾病・症状 (カタカナ)(R00の場合のみ記入) ← ② ② ② ② ※ 色指定等欄 (注) をご記入の上、必ず裏面に記入されたフォームでご確認ください。お問い合わせ先 に詳細なお知らせがあります。お問い合わせ先は、お問い合わせいただいた日の営業時間までです。 LW8 (告知日) H 年 月 日 (白 署) 埼玉 花子
390 J04 カタカナで記入 323 ⑤昭和 ⑥平成 生 年 月 日 年 月 日 303 H.O. 年 令 満 才 性別 ①男 ②女 576 カタカナで記入 312 L18 *	健康状況告知書質問事項回答欄 質問事項の回答事項に正確にご記入ください。 質問① 質問② 特定疾病対象外欄(お引可可能) 質問③ LKA LKH SAT → 疾病補償についてはお引可できません ← LTA はい はい A はい ① ① ① → 505 疾病コード ← ① いいえ いいえ B ② → 507 疾病・症状 (カタカナ)(R00の場合のみ記入) ← ② ② ② ② ※ 色指定等欄 (注) をご記入の上、必ず裏面に記入されたフォームでご確認ください。お問い合わせ先 に詳細なお知らせがあります。お問い合わせ先は、お問い合わせいただいた日の営業時間までです。 LW8 (告知日) H 年 月 日 (白 署)
390 J04 カタカナで記入 323 ⑤昭和 ⑥平成 生 年 月 日 年 月 日 303 H.O. 年 令 満 才 性別 ①男 ②女 576 カタカナで記入 312 L18 *	健康状況告知書質問事項回答欄 質問事項の回答事項に正確にご記入ください。 質問① 質問② 特定疾病対象外欄(お引可可能) 質問③ LKA LKH SAT → 疾病補償についてはお引可できません ← LTA はい はい A はい ① ① ① → 505 疾病コード ← ① いいえ いいえ B ② → 507 疾病・症状 (カタカナ)(R00の場合のみ記入) ← ② ② ② ② ※ 色指定等欄 (注) をご記入の上、必ず裏面に記入されたフォームでご確認ください。お問い合わせ先 に詳細なお知らせがあります。お問い合わせ先は、お問い合わせいただいた日の営業時間までです。 LW8 (告知日) H 年 月 日 (白 署)
STEP 3	
両側の危険を補償する他の保険契約等(団体総合生活補償保険、普通傷害保険等)をい、いずれも補立保険を認めます。)が、あります。 () の保険会社等に別添の契約、共済関係、生命保険契約等を記載します。 他 の 保 険 約 契 約 が あ り ま す か ? () あり 保険金請求履歴がありますか? () あり (注意) 「あり」の場合裏面を必ずご記入ください。(ご記入のない場合には、「なし」と回答したことになります。)	
331 特記事項	
0000 000 000000 00 AA 000000000	

脱退したい方がいる場合は、
その方の欄に×をした上で
ご返送ください。

ページ		DM1 センター送付	
000 AAA 020 994		PR06 03 ☒ 88 LF 354④	
手続区分 下記のいずれかに○を記入してください。		平成 27 年 9 月 1 日 から	
新規に加入する	→ 全ての内容をご記入のうえ、ご署名・ご提出ください。	098	
内容を変更する (前年度加入内容を追加・変更して継続する)	→	099	
継続加入しない	→ ご署名のうえ、ご提出ください。	L17	
内容を変更せず継続する場合は、ご提出不要です。		平成 28 年 9 月 1 日 まで	

三井住友海上火災保険株式会社 宛
最終者の健康状況告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金の支払いを受けられないことがあることに同意します。また、個人情報等の取扱いに同意します。(健康状況告知書記入のご案内)を受け取り、内容を理解しました。

5	390	J04 カダカナで記入	基本情報(必須)	※ 健康状況告知事項同意事項欄 ※ 健康告知事項の同意事項に同意してください
	生 年 月 日	323 ③ 昭和 (H) 平成 年 月 日		健康① 健康② 健康③ 健康④ LKA LKH SAT → 特定疾病対象外欄 (お引渡可否) はい はい あり ① ① あり ① ① あり いいえ ② ② ② いいえ ② ② ②
	姓 名	303 姓 名 満 才	302 性別 ① 男 ② 女	健康⑤ 健康⑥ L7A L7B はい はい ① ① ① ① いいえ ② ② いいえ ② ②
	健康告知事項	676 カダカナで記入		※ 健康告知事項の同意事項に同意してください ※ 健康告知事項の同意事項に同意してください ※ 健康告知事項の同意事項に同意してください ※ 健康告知事項の同意事項に同意してください
	健康告知事項	312	健康告知事項	健康告知事項

加入を希望される
セット名を記入くだ
さい。

被保険者ご本人が
ご署名ください。

ご記入にあたって

●【※】印の項目は、ご契約に際して引当保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。
 事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご確認のうえご回答（記入）ください。

●疾病を構傷するセプトに新たに加入する場合、または、疾病補償について保険責任を加重（保険金額の増額、特約追加など）する場合は、最終頁裏面の質問事項につき、正確にご回答ください。

●【○】年令は保険始期日現在でご記入ください。
 （保険期間の途中でご加入される場合も、中途加入日現在ではなく、団体契約の保険始期日現在の年令をご記入ください。）

●職種コードは裏面をご参照ください。 職業名・職種名は裏面の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ20文字以内でご記入ください。

●【◆】団体との関係について下記該当の数字（いずれか1つ）をご記入下さい。

・団体の	1: 構成員（子会社・関連会社の構成員、退職者を含む）	0: 会員企業等の役員・従業員
・上記1または0の	2: 配偶者	4: 同僚
	3: 子ども	5: 兄弟姉妹
		6: 同僚の親戚
		7: 使用人

R50 合計保険料 (一回分)	33,080	← 前年合計保険料 (一回分)	続きあり 1/2
L65 要付日		計上用	 1 234567 890128
平成	年	月	日

月払保険料を記入
ください。

団体総合生活補償保険(標準型)のご案内

ケガのみ補償プラン

特長

海外も補償

ケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。
その他オプションをセットするプランです。

交通事故やレジャー中にかさらず、
業務中・日常生活の様々なケガを補償します。

ご家族の方も、ご本人様同様、団体割引が適用された保険料でご加入いただけます。



自動車にはねられ死亡



自転車に乗っていてケガをした



道路通行中に建物から
物が落ちてきてケガをした



仕事中にケガをした



お子様が学校でケガをした



エスカレーターで転んで
ケガをした



旅行先のホテルで火災にあい
ケガをした



スキーで骨折した など

さらにオプションプランで様々な偶然の事故も補償!

日常生活における 賠償責任



ショッピング中
に過って店の商品
を壊してしまった



ゴルフやスキー
などのレジャー
中、他人にケガを
させてしまった

海外も補償

携行品の損害



旅先でひったくり
にあった



ゴルフプレー中
クラブが折れて
しまった

海外も補償

ホールインワンアルバトロス 費用の補償



ゴルフラウンド中にホールイン
ワンアルバトロスを達成して、
祝賀会を開催した

国内のみ補償

個人型プランと家族型プランをご用意しました。

団体総合生活補償保険(標準型)

補償内容・保険料表

個人型

基本プラン (天災危険補償なし)		天災補償プラン		補償を 受ける方	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金 日額	傷害通院 保険金 日額	個人賠償 責任 保険金額	携行品 損害 保険金額 (免責金額 3,000円)	ホールイン ワン・アル バトロス費 用保険金額
セット	毎月の 保険料	セット	毎月の 保険料							
A	5,540 円	A1	6,050 円	本人	2,500 万円	20,000 円	10,000 円			
B	11,520 円	B1	12,610 円	本人	5,500 万円	40,000 円	20,000 円			
D	6,240 円	D1	6,750 円	本人	2,500 万円	20,000 円	10,000 円	1億円	50万円	50万円
E	12,910 円	E1	14,000 円	本人	5,500 万円	40,000 円	20,000 円	1億円	100万円	100万円

家族型

基本プラン (天災危険補償なし)		天災補償プラン		補償を 受ける方	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金 日額	傷害通院 保険金 日額	個人賠償 責任 保険金額	携行品 損害 保険金額 (免責金額 3,000円)	ホールイン ワン・アル バトロス費 用保険金額	
セット	毎月の 保険料	セット	毎月の 保険料								
C	12,350 円	C1	13,560 円	本人	3,000 万円	20,000 円	10,000 円				
				配偶者	1,500 万円	10,000 円	5,000 円				
				ご家族	1,000 万円	6,000 円	3,000 円				
F	13,200 円	F1	14,410 円	本人	3,000 万円	20,000 円	10,000 円	1億円	50万円	50万円	
				配偶者	1,500 万円	10,000 円	5,000 円				
				ご家族	1,000 万円	6,000 円	3,000 円				

●記名被保険者(補償の対象者) 本人となれる方の範囲は、一般社団法人埼玉県医師会の会員先生ご本人およびその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹です。

●被保険者(補償の対象者)

- ・本人(加入申込票にご記入いただきます)
- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者と同居の親族
- ・本人またはその配偶者と別居の未婚の子

●保険料はご家族の人数に関係なく一律です。

●傷害死亡・後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。

●入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

●この被保険者の範囲は保険金支払事由発生時のものとなります。また、親族とは本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

●上記は職種別A(医師、看護師、事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●D、D1、E、E1、F、F1にご加入の場合、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます)が他にあると、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●家族型におけるホールインワン・アルバトロス費用の補償対象者は本人のみです。

●保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

☆ケガのみ補償／背景緑色の申込書

〈例〉埼玉太郎様が家族型「F1」コースに新規加入される場合

[illegible]

新規加入に
○をします。

ページ

DN1 センター送付

000 AAA 020 994

PR06 03 88 LF 354④

手続区分 下記のいずれかに○をしてください。

新規に加入する



全ての内容をご記入
のうえ、ご署名・ご提出
ください。

内容を変更する



前年度加入内容を
追加・変更して継続する

継続加入しない



ご署名のうえ、
ご提出ください。

内容を変更せず継続する場合は、ご提出不要です。

平成 27 年 9 月 1 日
から
平成 28 年 9 月 1 日
まで

008	
099	
L17	

団体総合生活補償保険 (傷害補償 (標準型) 特約付) (家族型)

00/00

300	J04 カタカナで記入 サイタマ タロウ	301	323 (T) 大正 (S) 昭和 (H) 平成 27 年 10 月 10 日
1	302 満 62 才 性別 ① 男 (2) 女	303	302 ① 男 (2) 女
	職名・ 職種名 576 カタカナで記入 イシ	304	
	312 氏 573 団体との関係 L18	305	
	312 氏 573 団体との関係 L18	306	

F1

セット名を記入く
ださい。

ご記入にあたって

- [※]印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項 (告知事項) です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご確認のうえご回答 (記入) ください。
- [○] 年令は保険始期日現在でご記入ください。
(保険期間の途中で加入される場合も、中途加入日現在ではなく、団体契約の保険始期日現在の年令をご記入ください。)
- 職種コードは裏面をご参照ください。 職名・職種名は裏面の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ 20 文字以内でご記入ください。
- [◆] 団体との関係について下記該当の数字 (いずれか 1 つ) をご記入下さい。
・ 団体の 1 : 構成員 (子会社・関連会社の構成員、退職者を含む) 0 : 会員企業等の役員・従業員
・ 上記 1 または 0 の 2 : 配偶者 3 : 子ども 4 : 両親 5 : 兄弟姉妹 6 : 同居の親戚 7 : 使用人

R50 合計保険料
(一回分)

14,410

前年合計保険料
(一回分)

続きあり 1/2

月払保険料を記入
ください。

L65 受付日

平成 年 月 日

計上用



I. 「入院のみプラン」「入通院補償プラン」のご説明

団体総合生活補償保険（MS&AD型）（保険金の種類と補償内容）

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、21ページ～22ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
★傷害補償（MS&AD型特約） 傷害死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくなる時でも、頸（けい）部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないもの ●入浴中の溺水[※]（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくなる時でも、誤嚥（えん）[※]によって生じた肺炎 ●22ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●22ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害保険金 ★傷害補償（MS&AD型特約） 傷害後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が生じた場合	後遺障害[※]の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療[※]を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師[※]の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
★傷害補償(MS&AD型特約) 傷害入院保険金	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	$[\text{傷害入院保険金日額}] \times [\text{傷害入院の日数}]$ をお支払いします。 （注1）傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [*] （1,095日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] （入院のみプラン365日、入通院補償プラン180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	（前記傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。）
	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型特約) 保険期間中の事故によるケガ [*] の治療 [*] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [*] （1,095日）中に手術 [*] を受けられた場合	1回の手術 [*] について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院 [*] 中に受けた手術の場合 $[\text{傷害入院保険金日額}] \times 10$ ②①以外の手術の場合 $[\text{傷害入院保険金日額}] \times 5$ （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害通院保険金	保険期間中の事故によるケガ[*]のため、通院[*]された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位[*]を固定するために医師[*]の指示によりギブス等[*]を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	〔傷害通院保険金日額〕×〔傷害通院の日数〕をお支払いします。 （注１）傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間[*]（１８０日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・１事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[*]（９０日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 （注２）傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注３）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[*]を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	（前記傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。）
	★傷害補償（MS&AD型）特約			

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット（20ページ☆参照） 疾病保険金	保険期間の開始後（*）に発病[※]した病気[※]のため、保険期間中に入院[※]された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	[疾病入院保険金日額]×[疾病入院の日数]をお支払いします。 （注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間[※]（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院[※]について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[※]（入院のみプラン365日、入通院補償プラン180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気[※]を発病[※]された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[※] ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ● 精神障害（*1）およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（*2） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（*2） ● 妊娠または出産（「療養の給付」等（*3）の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかんときでも、頸（けい）部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見[※]のないもの ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（*4）（加入者証等に記載されます。） など （注） 保険期間の開始時（*5）より前に発病[※]した病気（*4）については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院[※]を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （*1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 （特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <お支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など （*2）これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （*3）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （*4）その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 （*5）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金 疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット（20ページ☆参照）	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 〔疾病入院保険金日額〕×20 ②①以外の手術の場合 〔疾病入院保険金日額〕×5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	（前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金 ☆特定精神障害補償特約セット（20ページ） ☆放射線治療保険金 ☆疾病補償特約	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、[疾病入院保険金日額] × 10をお支払いします。 （注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	（前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット（20ページ☆参照） 疾病保険金	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気[*]の治療[*]のため、通院[*]された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	[疾病通院保険金日額]×[疾病通院の日数]をお支払いします。 （注1）疾病通院の日数には以下の日数を含まません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して支払対象期間[*]（180日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。 なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院[*]について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[*]（30日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気[*]を発病[*]した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日まで、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気[*]を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	（前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。）

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金、疾病通院保険金）

・【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^{*}を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（※1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（※2）疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

＜※印の用語のご説明＞ 五十音順

あ行：

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

か行：

- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器等をいいます。）をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等（バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー等）は含まれません。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。

- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

さ行：

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
- 「支払対象期間」とは、傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、「傷害入院」または「疾病入院」が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為^(※2)
- （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た行：

- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

な行：

- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

は行：

- 「発病」とは、医師*の診断（*）による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
 - （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 （注）①の診療行為は、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限ります。また、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業

1. 補償対象外となる運動等
 - 山岳登山^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - その他これらに類する危険な運動
 - （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。
 - （*2）グライダーおよび飛行船を除きます。
 - （*3）職務として操縦する場合を除きます。
 - （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を行い、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等）をいいます。）を除きます。
2. 補償対象外となる職業
 - オートデスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士
 - その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

Ⅱ.「ケガのみ補償プラン」のご説明

団体総合生活補償保険（標準型）（保険金の種類と補償内容）

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

※印を付した用語については、28ページ～29ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	★傷害補償（標準型）特約 傷害死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中のケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（天災危険補償特約をセットする場合はお支払対象となります。）
	★傷害補償（標準型）特約 傷害入院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	[傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数]をお支払いします。 （注1）事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの （次ページにつづく）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	★傷害補償（標準型）特約 傷害手術保険金	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合…〔傷害入院保険金日額〕×10 ② ①以外の手術の場合…〔傷害入院保険金日額〕×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によりします。	(前ページよりつづき) ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくとも、誤嚥（えん）*によって生じた肺炎 ●28ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱帯（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を装着したときは、その日数にいて通院したものとみなします。	〔傷害通院保険金日額〕×〔傷害通院の日数〕をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ＜家族型への変更にに関する特約をセットする場合＞ ・上記に追加される事由 28ページの「補償対象外となる職業」に従事するケガ ・上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ

- 家族型への変更にに関する特約をセットした場合、被保険者の範囲を、後記「契約概要のご説明」の「被保険者（補償の対象者）の範囲」に記載のとおり変更します。
- 天災危険補償特約をセットしたA1、B1、C1、D1、E1、F1セットの場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、傷害保険金をお支払いします。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任危険補償特約	保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合 ①本人の居住の用に供される住宅(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) ホールインワン・アルバトロス費用保険金	日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (次ページにつづく)	次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。 ア. 贈呈用記念品購入費用(*) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (次ページにつづく)	●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用） ホールインワン・アルバトロス費用保険金	（前ページよりつづき） ②達成証明資料（*1）によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書（*2）により証明できるものに限りです。 （*1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 （*2）「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 （a）同伴競技者 （b）同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 （c）ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 （注）この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	（前ページよりつづき） （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （注4）保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品^(*)に損害が生じた場合 （*）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。ただし、27ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。	被害物の損害額（被害物の修理費または時価額[*]のいずれか低い方が限度となります。）から免責金額[*]（1回の事故につき3,000円）を差し引いた額をお支払いします。 （注1）損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 （注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 （注3）損害による価値の下落（格落損）は損害額に含めません。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族[*]の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●携行品の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的的事故（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●28ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等	
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。	
補償対象外となる職業	
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競走選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士	その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」	
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券（小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿 など	

<※印の用語のご説明> 五十音順

あ行：

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

か行：

- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器等をいいます。）をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等（バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー等）は含まれません。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(※) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

さ行：

- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額（*）から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
（*）「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療*に該当する診療行為（*2）
 - （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - （*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限り、
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た行：

- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

な行：

- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

は行：

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

ま行：

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。

ご加入手続き

- 申込人：お申込人となれる方は一般社団法人埼玉県医師会の会員先生ご本人に限ります。
- 記名被保険者本人（補償の対象者）となれる方（家族型）、被保険者（補償の対象者）となれる方（個人型）の範囲
＜家族型（ケガのみ補償プランの家族型）＞
記名被保険者本人（補償の対象者）となれる方の範囲：一般社団法人埼玉県医師会の会員先生ご本人およびその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹です。
- ＜個人型（上記以外）＞
被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲：一般社団法人埼玉県医師会の会員先生ご本人およびその家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居しているご親族ならびに使用人をいいます。）です。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は一般社団法人埼玉県医師会が保険契約者となる団体契約です。
- お申込人となれる方は一般社団法人埼玉県医師会の会員先生ご本人に限ります。
- 「ケガのみ補償プランの家族型」で記名被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲は、一般社団法人埼玉県医師会の会員先生ご本人およびその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹です。
- 「ケガのみ補償プランの家族型」以外で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、一般社団法人埼玉県医師会の会員先生ご本人およびその家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに使用人をいいます。）です。
- この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
 - ◎健康状況告知書質問事項の疾病・病状一覧表のA欄に記載された疾病等などにより、保険金を支払った場合は、翌年度以降、その被保険者は継続できません。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
- 【団体総合生活補償保険（標準型）】
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】
疾病保険金：保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
傷害保険金：保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ＜税法上の取扱い＞（平成27年7月現在）
お支払いいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

●保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
 - ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入内容確認事項

(ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願いします。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答」欄に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。
引受保険会社は次のとおりです。（なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。）

三井住友海上（幹事会社） 東京海上日動火災、損害保険ジャパン日本興亜

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

＜継続加入の場合で、保険責任を加重（*）することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません＞

（*）疾病入院保険金日額の増額、疾病入院保険金の支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

（注）告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことにはなりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。

②ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*¹）より前に発病した病気（*²）（発病日は医師の診断（*³）によります。）については保険金をお支払いしません。このお取扱い（*⁴）は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、その病気による疾病入院を開始された日（*⁵）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（*¹）疾病を補償する加入セットに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、疾病を補償する加入セットに継続加入される場合は「継続加入してきた最初の疾病を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

（*²）入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

（*³）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

（*⁴）特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

（*⁵）疾病入院保険金の支払を伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。

◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルズ相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルズ相談
平日 9:00～21:00
土曜日 10:00～18:00
■上記以外
年中無休 24 時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。

また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■メンタルヘルズ相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞

メンタルヘルズに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回 50 分以内、1人につき年間 5 回限度までとなります。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET 検査機関紹介、健康チェックサービス）

全国の提携機関をご紹介します。（一部割引有）
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの詳細情報をご提供します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（ガン、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談（12 才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報



■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: http://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/index.html

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金をお願いします。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りします。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

<取扱代理店>

有限会社埼玉メディカル

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-5-1 TEL: 048-823-9230

<引受保険会社>

幹事保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社**
埼玉支店埼玉金融法人営業課

〒330-0062 さいたま市大宮区東町 2-20

TEL: 048-644-5425

非幹事保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社